

宮城県ことばを育てる親の会会則

第一章 総 則

第一条 本会は、宮城県ことばを育てる親の会と称し、事務局を事務局宅に置く。

第二条 本会は、宮城県ことばを育てる親の会及びこの会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

第三条 本会は、県内のことばの教室親の会との連絡提携を図り、言語障害教育を推進することを目的とする。

第四条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県内のことばの教室親の会の連絡提携
- (2) 県内の親の会結成の促進
- (3) 県内のことばの教室の開設と、その教育の推進援助
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第二章 会 議

第五条 本会の会議は、理事会(年1回以上)、常任理事会(随時)とし、会長がこれを招集する。

第六条 理事会は、役員をもって構成し、次の事業を決議し、事業の執行にあたる。

- (1) 規約改正
- (2) 役員選出
- (3) 授業計画の決議
- (4) 決算の承認
- (5) 予算の審議・承認
- (6) その他

第七条 常任理事会は、会長・副会長・監事・常任理事をもって構成し、本会の企画、立案、庶務会計、連絡等の事務を分担する。

第三章 役 員

第八条 本会に、下記役員を置き、その任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- (1) 会 長（1名） 理事会で選出し、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長（2名） 理事会で選出し、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代理する。
- (3) 理事長（1名） 会務を執行する。
- (4) 常任理事（若干名） 各親の会代表1名と各教室の担任1名及び理事会で選出された代表で構成する。
- (5) 理 事（若干名） 各親の会及び賛同する教室・個人毎に選出された代表で構成する。
- (6) 監 事（2名） 理事会で選出し、庶務・会計を監査する。
- (7) 事務局長（1名） 会長が委嘱し、事務を司る。
- (8) 庶務・会計（若干名） 会長が委嘱し、庶務・会計を司る。

第九条 本会に参与を置くことができる。参与には宮城県言語発達障害研究会役員をあてる。

第十条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第四章 会 計

第十一条 本会の運営は、負担金・寄付金等をもってこれにあてる。

負担金は、各親の会毎に、年額3,000円とする。但し、協賛する教室・個人については年額1,000円とし、毎月7月31日までに納入する。

第十二条 本会の会計年度は、7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

第五章 付 則

- 会則は、平成元年12月16日から実施する。
- 平成 2年7月24日 一部改正
- 平成 3年7月31日 一部改正
- 平成 6年7月 5日 一部改正
- 平成26年6月28日 一部改正
- 平成29年6月24日 一部改正